立命館大学大学院法務研究科FDニュースレター2号

FD Newsletter Ritsumeikan Univ. School of Law

特集-FDフォーラム



2007年度FD委員会委員長 二宮周平

立命館大学法科大学院ではFD活動として、FD委員会を開催して、教学改善アンケート やFDフォーラムの実施、成績実体の分析などを行っています。第2号では、法科大学 院が直面する課題を討議していることから、2007年度に実施した4回のFDフォー ラムの内容をまとめてみることししました。

2007年度においては4 回にわたるFDフォー ラムを実施。

法科大学院が抱えて いる課題について報 告・討論が行われま した。

第1回「成績評価の基準と方法について

- 1)問題提起~第三者との関係で (06年度FD委員会委員長松本克美)
- 2)06.05.30和田報告は活かされたのか~3年間の到達水準 (07年度FD委員会委員長 二宮周平)

目次:

特集-FDフォーラム 1

第1回FDフォーラム 1

第2回FDフォーラム 2

第3回FDフォーラム 4

第4回FDフォーラム 6

発行元・連絡先

06年6月にも同趣旨のテーマで議論し ましたが、新司法試験の結果を踏まえ分 析する必要があったことから、その後、 このテーマについて煮詰めて、原案を作 成するまでには至っていません。07年 度は、第三者評価を受けることからも、 フォーラムの議論を参考に、教務委員会 で、成績評価の基準と方法について原案 を作成し、教授会討議にかける予定で す。できれば前期試験の成績評価に間に 合わせたいと考えました。

以下、報告と討議内容を紹介します。

1相対評価は採用すべきではないこと

完全相対評価、合否は絶対基準によるが 合格者の評価は相対評価、いずれについても 消極的な意見が強かった。

よくできていても、あるいはできていなく ても、一定割合でC評価をしたり、A評価をし たりするのは疑問。ゲタを履かせてまでバラ ンスをとる意味があるのか。もし相対評価で 学力を判断しようとすれば、よほど問題を調 整しなければならず、現実的ではない。実務 総合演習では、学力に対応したクラス編成を しているが、これは絶対評価に基づくことを 前提にする。本学はこちらに舵を切っている 第三者評価は、当該大学院の評価基準の適 正さを審査するものだから、本学が絶対評価

を採用してきたのであれば、その評価基準が 適正かどうかが審査される。



「相対評価は採用

すべきではな

「絶対評価につい

て検討すべきこと

ر _°ا ا

とは? ..

2 絶対評価について検討すべきこと

科目の到達目標との関係で基準を明確化 する必要がある。現在のシラバスでは、基 準を具体的に示すものは乏しい。基準を学 生に示す必要がある。到達目標は、学年毎 にステップを踏んで設定される必要がある 未修コースの場合、法学部出身者比率が増 加し、純粋未修を前提にしていた基準をそ のまま維持すべきかどうか検討の必要があ る。問題は絶対的基準が実際に適用されて いるかどうか。同一科目を複数で担当する 場合、クラス間に著しいアンバランスがあ ると、基準が各担当者によって異なること を示すから、絶対的基準といえるかどうか 疑問視される。また必須科目では、不合格 とすると、履修要件や修了要件にかかわる ことに配慮することがあり、事実上、不合

格者がほとんどいない科目が発生している。この場合、甘い採点になっていないかどうかも問われる。絶対評価の具体的な基準の設定と各担当者間の共通認識が求められる。本学の現状として、法律基本科目の中には、同一科目で、A評価がほとんどなく、大半がC評価のクラス、A・B評価がなり出ているクラスといったアンバランスのある科目がある。また先端・展開科目、基礎法学・隣接科目では、A評価以上が50%を超える科目と一桁台の科目があり、各担当者で絶対評価の基準が異なることを示している。第三者評価では、この点が質問されることは必至である。

3 今後の作業

- 1)絶対評価の具体的な基準について、各科目担当者で検討して、学生に公表すること。
- 2)同一科目複数担当、同一分野科目複数担当の場合、担当者間で共通認識を持つこと。 先行例として、実務基礎科目、行政法では、試験問題の作成、採点基準について事前に 検討し、採点後、評価について疑義のある答案を複数チェックしている。こうした作業を 通じて、絶対評価の具体的な基準を検討していくべきである。

試験問題作成報告書、成績評価報告書の作成を義務付けるという意見もあったが、上記のような作業を各分野で行うのであれば、その必要性はないとされた。

第2回「実務家からみた成績評価の基準と方法」

1)裁判官からみる

(元裁判官・葛井久雄教授、派遣裁判官・野田恵司教授)

2)弁護士からみる

(弁護士·岡本正治教授)



第1回FDフォーラムでは、成績評価の基準について、絶対評価をすべきことで ほぼ意見が一致しました。しかし、絶対評価をするためには、その客観的基準が 不可欠であり、かつその基準を具体的に受講生に示す必要があります。残念なが ら、本学の現状では、この基準の設定や受講生への告知が不十分な面があります

そこで基準設定のために、裁判官、弁護士という実務家の視点からみて最低限必要な基準とは何か、科目によって基準設定は多様であってもよいのかなど、引き続き、成績評価の問題についてフォーラムを開催したいと思いました。

以下、報告と討議内容を紹介します。

1裁判からの資質から見た評価基準

膨大な記録から当事 裁判官の仕事は、 者の主張を理解し、争点を整理し、主張の 遺漏をなくす作業、 法律問題について、 類似する判例を検索し、判例の立場を離れ ずに合理的な解釈を確立する作業、 法律 以外の分野に関して、鑑定書や専門書を読 んで理解し、当該事件に関して判断基準を 策定し、起案する作業の3つであり、a.忍 耐力、b.意欲(正義感)c.合理的思考が不 可欠である。法科大学院の教育においても こうした資質を養成すべきであり、司法試 験合格後の志望達成を意識させる必要があ る。

3 実務家(弁護士)教員からみた成績 評価基準と方法

法科大学院の教育レベルは、司法研修所前期修習に替わるべきものという位置づけだが、まずは新司法試験に合格する能力を養成すること。そのためには答案を書く能力(起案能力)を育成すべき。即日起案、再提出で鍛える。厳しく採点し、日常的に質疑応答すべき。答案を採点する際の基準は、 結論、法律上の問題点が簡潔に指摘記載されているか、 定義、要件と効果、具体例、概念を正確に使っているか、

判例・通説を正確に理解、表現しているか、 規範と事実のあてはめが丁寧か、 文章表現と法的センス、である。限られた 時間内に正確明瞭に書き上げることが必要

2 実務家 (裁判官) からみた成績評価 基準・方法

実務家に必要な能力とは、 最低限の基 礎知識(基本法令についての体系、条文、 基本概念、典型論点についての判例、学説 の理解、説明)、 法的思考能力(未知の 問題について、 を用い、規範を定立する 能力)、 事案解決能力(法的問題点の抽 出、可能な解決方法の列挙、優劣・利害得 失を検討して取捨選択)、 交渉能力・説 得能力(言語と文章)であり、学年別に学 生の習熟度に合わせて、これらの能力を養 成する必要がある。低学年 (L1,L2,S1)で の習得は予習に委ね、ポイントのみ 授業で確認し、 の養成を主眼におく(考 える際の着眼点、思考順序、利益衡量の際 の視点。要素を意識して一定化)。高学年 では の定着化、 の強化、 (論述能 力)に主眼を置く。どの学年のどの カリキュラムで何をどのように扱うのかを 共通認識化した上で、自己の担当科目の位 置づけと到達目標を客観化する必要であ る。達成度と成績評価については、実務家 も交えて各科目の到達目標、カリキュラム 全体としての達成度を具体的に策定し、全 教員が達成度と成績評価について共通認識 を持っていることが必要である。その上 で、各科目ごとに何をどこまでやるかをで きる限り具体化すること。

実務家教員より、 「学年に合わせた 到達目標の設定を 教員の共通認識と する。」

以上の報告をもとに議論をしました。実務家教員からは法科大学院の目標は司法試験に合格できる能力を養成することであり、授業で研究的内容を中心にすることは少し控え、学生のニーズに答えるようにすべきこと、まず判例・通説を中心にふつうの内容を学習すべきこと、実務には共通語があり、事実を整理し、誰でも知っている概念を使って思考し、理由づけができるようにすべきことなどの指摘がありました。これに対して、研究者教員からは、判例の批判的検討によって、思考が豊かになること、分野によっては、例えば、刑事訴訟法の場合、判例(法廷意見)は結論だけで思考の過程を示さないものが多く、その学習だけでは思考能力を養成できないとの指摘がありました。当日の共通理解としては、野田報告で示された学年に対応した客観的なり達目標の設定が必要であり、各教員がこれを自覚すべきこと、学生に現在自分がどの段階にいるのかを認識させ、その段階に応じた学習に集中させるようにすること(インプットの時期、アウトプットの時期の区別)、小テスト、質疑応答などフィードバックを通じて、基礎は何かをわからせるようにすること、成績評価として、演習系科目では、試験に日常評価を加え、クラス間の相対的な調整をするが、どういう風に総合評価をしていくか、詰める必要があることなどです







- 1)未修者のための入学前学習プログラムの検証 (担当者・二宮周平教授)
- 2)前期科目(民法)の授業を担当して
 - (担当者·生熊長幸教授)

立命館大学法科大学院の場合、07年度司法試験においては、未修者の受験控えが相当数にのぼり、合格者は3名にとどまりました。そのうち、他学部出身者は1名です。04年の第1期生以降、未修者コースの入学者は、法学部出身者が増加し純粋な未修者は著しく減少しています。相対的に少数となりつつある純粋未修者と多数派の法学部出身者が混在する中で、純粋未修者をサポートする入学前指導を3年担当した者から、その結果を客観的に検証し、また本学と他の法科大学院の未修者の基幹科目の授業を経験した者から、比較の視点を取り入れつつ、課題を共有化することにしたいと思いました。以下、報告と討議内容を紹介します。

1 未修者のための入学前学習 プログラムの検証

法学部出身以外の法学について純粋に未修の人たち(以下、法学未修者と略する)が、入学後、いきなり専門科目の学習をすることには、困難を伴うので、入学前に法学入門的な講座を用意し、入学後の学習をスムーズに乗り越えることができるようにするための準備講座を、2004年秋から実施している。本プログラムは、五十嵐清『私法入門』(有斐閣、改訂版2004、改訂第2版2006)をテキストに指定し、テキストを理解する上で必要な判例や概念の説明を、追加教材として受講者に配布し、課題も出し、課題については添削指導するというものである。添削指導は5~6回になる。

2004年の第1期の受講生は、法学未修者が87%受講し、入学後の成績も、未修コース(3年間学ぶコース)上位10位中、法学未修者が5名、そのうち、4名がプログラム受講者であり、一定の成果をあげたといえる。しかし、2005年第2期、2006年第3期では、受講率が79%、44%と下がり、入学後の成績も、上位10位中、法学未修者が3名、2名と比率が低下している。ただし、これら上位者はいずれもプログラム受講者であり、入学前の予習と意欲が入学後も

ある程度反映することを示唆しているとい えよう。

受講者は、このプログラムがなければ、 入学後の前期の授業はついていけなかった と思う、入学後の学習のイメージがわき、 意欲が高まった、条文を読むことに抵抗が なくなった、判例を読んだので、入学後、 なじみがあるので、取り組みやすかった、 課題の添削はプラスになった、自分の考え を表現する訓練になったなど、一定の評価 をしている。

ただし、未修コースに構造的な変化が生じつつある。それは、法学未修者の比率が下がり、法学部出身者が増加していることであり、特に2007年入学者では、立命館法学部出身者が成績の上位を独占する傾向があることである。法学未修者は、成績上位層と下位層に二分化している。だからこそ入学前の講座が重要なのだが、その必要性があまり認識されていないように思われる。未受講者が多い現状では、入学後に何らかの法学入門的な講座を設ける必要があるかもしれない。

2 前期科目(民法)の授業を 担当して

民法総則から債権総論、契約総論にまでわたる広範囲な科目であると同時に、民法入門的な側面もあり、講義に苦労している講義ノート(A4で400頁)を提供し、受講者には設例はの解答を準備することを求めている。授業終了後、質問の場を設けているが、質問者の顔ぶれは大体決まる傾向にある。中間試験については、コメントをつけて返却しているが、期末の定期試験については、採点締切日との関係で、そのゆとりがない。

成績上位の学生は、大阪市大も立命館も 変わらないが、問題は下位層であり、担 当する学生の人数が多すぎると、顔も覚 えられず、学生に対応した指導がしにく い。その差が出てくるように思われる。

1回生前期の科目であることから、適切な教材を提供して、基礎学力を養成し、択一式の問題を解かせて、経験をつませ、論述ができるように書く練習をさせることなど、必要だが、授業の中で担当教員だけではカバーしきれない。

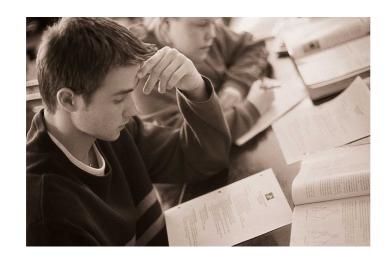


以上の報告から、参加者と意見交換を行いました。そこでは、1回生であることを考慮した授業内容、方法の必要性が共通の認識となりましたが、そのレベルについては、教員間に違いがありました。受講者に高く評価されている憲法の場合、予習事項として、質問を具体的にあげ、読んでおくべきテキストの頁も指定したり、2~3回提出させるレポートについて、受講生が共同で議論して作成することも経験として認め、そのうち1回は授業でレポートの分析を行い、LETで法学検定の問題を解かせるなど、予習復習しやすくする工夫がなされています。当該担当者は、高校や一般教育で法学・憲法を学んでいるので、なじみがあることを指摘していましたが、やはり、授業の工夫が受講者に信頼を生み出し、相乗効果があるように思われます。

新司法試験合格を到達目標に、何をどこまで学ぶかを3年間の時間を視野に入れて、 段階的に取り組めるようにする必要があることも了解されました。

なお入学前の学習については、他の大学でも同じ悩みを抱えており、入学前から準備させるところと、入学前にはプレッシャーをかけないようにするところとに分かれるとのことです。本学は準備をさせる方に属しますが、法学未修者全員が受講しないこと

「何をどこまで学ぶかを、定められた期間内に段階的な取り組めるようにすること」





第4回「グレード制の効果と課題」

- 1)公法実務総合演習(担当者·北村和生教授)
- 2)刑事法実務総合演習(担当者·森下弘教授/弁護士)
- 3) 民事法実務総合演習(担当者·葛井久雄教授/元裁判官)
- 4)刑事訴訟法演習(担当者·渕野貴生教授)
- 5)学生アンケートの分析(担当者・二宮周平教授)

法科大学院では、S 2・L 3生の前期科目「実務総合演習(公法、刑事法、民事法)」およびS 1・L 2生の後期科目「刑事訴訟法演習」で、履修を前提とする科目の単位取得の状況によって受講に当たりクラス分けをする、いわゆる「グレード制」を採用しました。アドバンスト・クラスとベーシック・クラスとで、履修実態や成績に相違が出たのかどうか、それぞれのクラスの到達目標を達成できたのか、教員側の認識と、受講生のアンケート・成績状況を踏まえて、その効果と、今後継続していく場合の課題を検討したいと思いました。

「グレード制」 採用による、 各科目の成果は?

1 公法実務総合演習

クラス分けの前提となる科目が、憲法演習と行政法 ・ の3科目6単位であり、ほとんどB評価であるため差がつきにくい中でのクラス分けなので、グレード制といっても、学生の学力に顕著な差があるわけではない。また授業方法や教材は共通で、大きな違いはない。にもかかわらず、成績は、アドバンスト31・32クラスのB評価はベーシック33・34・35クラスの2倍、C評価は2分の1で、Bは左肩上がり、Cは右肩上がりとなった。少しでも前提科目の成績評価の良い方がより学力が伸びたということであり、「ピグマリオン効果」(期待するとがんばって伸びる)、「ゴーレム効果」(期待しないと成績が落ちる)の現れといえるかもしれない。優秀層はより学力を高める一方、下位層は成績がのびないままになる危険性を抱えている。

2 刑事法実務総合演習

グレードについて、アドバンスト31、刑訴対策32、刑法対策33、ベーシック34・35の編成をとったが、授業時間割等の関係で、31・32以外は、グレード混在となった。成績は、S評価が31に多いものの、31ではCが35に次いで多く、全体としてみると、成績との相関はうすい。クラス担当者が違うので、同じ授業方法で成績が違ったのかどうかの検証は現時点ではできない。授業評価アンケートでは、31が、適応度、満足度、推薦度(ぜひ薦めたい)において、他のクラスより高い。質問への応答をみると、ベーシックではついていけない層が一定存在する。授業方法や教材についても、グレード対応が必要かもしれない。

3 民事法実務総合演習

成績 A が、アドバンスト31・32に集中し、C・F がベーシック33・34・35、特に35に多かったので、グレード制と成績は相関する。授業を担当した印象では、アドバンストは院生の理解度が平準化していて、論点について深く議論でき、クラスの雰囲気も明るいのに対して、ベーシックは、議論が活発ではなく、クラスの雰囲気がやや暗く志気もやや低い。授業評価も、アドバンストは好評だが、ベーシックは評価が低く、グレード制への批判も強い。前期 F 評価の25名の再履修クラスを担当したが、予習能力がやや低いことがわかった。あらかじめ予習事項を指定しておくと、即日起案の成績が飛躍的に向上したことから、グレードに応じた授業方法をとることによって、それぞれの効果をあげる可能性がある。



4 刑事訴訟法演習

刑訴法 の成績で、アドバンスト22、ミドル21・23・25、ベーシック24の3段階のクラス分けをした。授業の教材、進め方、成績評価方式は共通である。成績はクラス担当者との相関が強く(24・25はAが30%前後、Cが20%前後であるのに対して、22・23はA・Cはそれぞれ1、2名、Bが80%を超え、21はB60%、C24%)、グレード制と成績との相関関係は明らかでない。事前に問題の解答を提出し、そのメモを参考に授業を進めるので、学力差が小さいことは、説明のターゲットを絞りやすく、学生の理解度も高まる効果がある。質問と説明のバランスもとりやすい。

学生のグレード制 に対する評価は 分れる

5 学生アンケートの分析

民事法実務総合演習におけるグレード制に関して、31クラス(アドバンスト)と35クラス(ベーシック)でアンケートを行った。肯定的評価としては、31では、 緊張感が持てた、 色々な人と議論できて有意義だった、 レベルの高い人と議論していると役に立つことが多い、 同じレベルの人と授業を受けることができるのがよい、35では、基本的なことを学べた、などの回答があるが、総じて否定的評価が多く、その理由は、31では、 グレード制の目的・意図が不明、 クラス分けの基準が不明(民法は得意でも商法は苦手など個性があるはず)、不公平(グレード制の基礎となる履修前提科目の成績について、教員の採点基準にばらつきがある)、 授業内容について、クラス分けをしたほどの変化はない、

下位クラスにあると、モティベーションが下がる、 クラスでの議論について、知識や理解の十分ある人を交えて学習することによって力がつくのではないか、助け合い、協力する空気よりも競争する雰囲気が強くなってしまうなどの回答がある。35でも、 ~ 、 は共通する。特に、 では、ベーシックは基礎的な理解を深めるための教員の説明が不可欠であり、理解不足を補うために教員による積極的な授業運営を期待する声が強い。 では、議論が簡単なところで詰まり、前に進まないことがあり、適度に力のある人を混ぜて、その人の議論を聞かせた方が勉強になるなど、相互学習を指摘する声があった。



立命館大学大学院法務研究科FDニュースレター2号

以上の報告をもとに、主としてグレード制の目的は何か、それは達成されているのかについて議論しました。目的は教授会文書の趣旨を展開すれば、上位層を伸ばす、中位層に手を入れて引き上げる、下位層の底上げを図る、の3点だが、を意識するならば、上位層と混ぜて、上位層の議論を目の当たりにすることこそ必要であり、グレード制はこれに対応していないのではないか、について、司法試験合格レベルまで引き上げることが可能かなどの指摘がありましたゴーレム効果が起こらないようにするためには、グレード制の意義・目的を学生にていねいに説明して納得してもらうこと、クラス分けの基準の合理性を説明することが必要であり、学生が過剰に成績を気にして、自分の実力を受け入れない状況を作らないようにして、学生同士、学生・教員間の一体感を作る必要性が指摘されました。

L3・S2段階で学生に学力の差が出ていることは事実であり、その現状に対応した授業方法(アドバンストは質問と討議中心、ベーシックの質問は基本事項の確認などにとどめ、教員からの説明を増やす、予習事項を明示するなど)を追求する必要があるが、授業方法・教材・成績評価について大きな違いを設けることは、ゴーレム効果が起こり、下位層から過度の平等要求が出てくる危険性があることも指摘されました。また実務総合演習では、公法、刑事法、民事法それぞれ科目の特性があり、クラス分けの基準・授業方法など統一することはできず、それぞれの分野で検討せざるをえないことも指摘されました。

より効果をあげるため、クラス分けの基準科目の修正(例えば、民事法実務総合演習では、民法演習と民事訴訟法演習に限定するなど)、ピグマリオン効果を高め、ゴーレム効果を防ぐための、クラスの比率の修正、クラス担当者を入れ替える、などの意見も出されました。なお実務総合演習の科目目標として、理論と実務の架橋という本来のねらいから、司法試験対応に変わりつつある現状が指摘され、その是非も問われました。

討議を通じて、グレード制の課題として、 到達目標の再確認、 趣旨に沿ったクラス分けの基準の設定、 目的を達成できるような授業方法の追求、 学生相互の啓発・助け合いを可能にするような議論やクラス運営の必要性が、明確になったように思います。

以上のように、本学が直面する教学課題について議論をし、課題を整理しています。この課題を法科大学院、法学部教授会で共有化し、学生の学力向上に向けた取り組みが真摯になされることを祈ってやみません。なお学生諸君からみると、きつい表現があるかもしれませんが、議論をする上では、きつい言い方をすることもあるので、その点のご理解をいただければ幸いです。

発刊元·連絡先

立命館大学大学院法務研究科 法科大学院FD委員会 〒604-8520 京都市中京区西/京朱雀町1

電話 075-813-8270 FAX 075-813-8271

Email: rits-Is@st.ritsumei.ac.jp

立命館大学法科大学院FD活動の一部をホームページでもご一読いただけます。

http://www.ritsumei.ac.jp/acd/gr/hoka/index.htm

